

医療・福祉問題研究会会報

NO. 122
2015.4.15

医療・福祉問題研究会 第 119 回例会

日 時： 2015 年 5 月 9 日（土）午後 3 時～5 時

会 場： 松ヶ枝福祉館 1 階 いきがい活動室

テーマ： 「福祉」の始まる前

—加賀藩の失敗と修正の事例から—

報告者： 丸本 由美子さん（金沢大学法学類）

<抄 録>

個々人の人権に基づき、困窮者の生活を社会が支える社会保障のシステムは近代以降のものである。しかし、己ひとりでは生活をたちゆかせることができない困窮者はいつの時代にも存在した。そして、その時々困窮者が属するコミュニティや、為政者、宗教者が扶助を担っていた。哀れみに基づいて扶助を施すシステムは現代の社会保障とは立脚点を異にするが、『古事記』や『日本書紀』にも記述されている古い歴史を持っているのである。

なかでも、17 世紀の加賀藩でとられた施策は、当時の日本では先進的なものであった。端的な例が「非人小屋」である。非人小屋の運用を核とした一連の困窮者対策は、荻生徂徠の『政談』でも「加賀の国には一人の非人もいない」と賞賛されているものである。さりながら、この「成功例」は永続的なものではない。また、徂徠が確認した当時ですら、「成功」の評の裏に捨象された事象が存在していた可能性がある。

具体的には、「すばらしいシステム」である非人小屋への収容を拒んだ者らがいったり、藩が支給された物資がそれを必要とする困窮者の手元に届いていなかったり、政策の網の目を潜ってその上前を撥ねる者がいったり、という状況である。つまるところ、困窮者が求める支援と藩が提供するそれとの間には齟齬が生じていた。藩は、新しい名を与えた別の困窮者収容施設を設けたり、村の巡視や不届き者の取締りを行ったり、と問題に随時対応し、困窮者扶助システムは幕末まで延命された。

現代の医療・福祉と近代以前のそれとは別個のシステムであるが、そこから生じる問題は似通っている。本報告が、現代の問題と向き合う参加者にとっての刺激になれば幸いである。

第118回例会報告

なぜ、私たちはたたかうことを決めたのか —生活保護基準引き下げ取消を求めて—

富家 貴子

2015年2月21日（土）にITビジネスプラザ武蔵において、第118回例会が開催された。本例会では、金沢市生活保護基準引き下げ取り消し訴訟の原告の皆さんをお招きし、「なぜ、私たちはたたかうことを決めたのか—生活保護基準引き下げ取消を求めて—」というタイトルでインタビュー形式でご講演頂いた。

最初に、生活保護基準引き下げをめぐる動きについて、生活保護基準引き下げの経緯（過去に例のない大幅な引き下げ、住宅扶助、冬季加算（冬の暖房費）も引き下げられたこと等）、生活保護基準引き下げの影響（生活保護受給者の生活が更に苦しくなる、生活保護受給する基準が更に厳しくなる、就学援助や国民健康保険など住民税を基準とする制度に影響）、生活保護基準引き下げをめぐる闘われていること（全国19県にて約600名の原告が提訴）の報告が行われた。

続いて、生活保護基準引き下げ取り消しを求める裁判の石川県の原告3人へのインタビューが行われた。3人の方は様々な職業に就いて働いておられたが、病気によって働けなくなり生活保護を受給するに至っていた。生活保護を受けることについては、「命がつかった」「温かいところに住むことができる」「明日どこにお金を探しに行くかの心配がなくなった」「大部屋の生活だったが今は自分の空間が確保できる」等、安心感を得られたことを話されていた。しかし、生活保護基準が削減され、「1・2年だったら辛抱できるが、これをずっとやれということとはできない。今は家からあまり出ない生活」「冬は石油ストーブをつけて、15度になると切る」「夏場はなるべく涼しい公共施設で過ごす」「風呂はシャワーのみ。かゆくなってきそうなとき、1か月3回ぐらい入る」「1食250円をめどにしているんやけど、4～5食分カットされるから、250円でも難しい時代に入った」「月末はもやしと味噌汁のみ」「生活保護を受けてから下着を数点購入した以外には買っていない」「冠婚葬祭は全く参加できない。自分の父母がなくなったときに世話になった人の葬儀にも参加していない」「クラシックを安いラジオで聴いているが、本当はアンサンブルを聴きに行きたい」等、節約を余儀なくされる生活を送っていることを話された。そして、「自分が受ける生活保護制度がどんなものか、話を聞いてそれはおかしいぞと思って、当事者として黙ってちゃいかんぞと思った」「5兆円近く軍事費を要求しているのに福祉を削っている。だまっとれんなと思って手を挙げた」と訴訟を起こした思いを話された。

最後に、裁判を支援する会代表より、生活保護基準引き下げは憲法25条1項だけでなく2項にも違反していること、労働組合も最近になって自分たちの問題であると話すようになったこと等まとめと報告が行われた。

新春社会保障講演会「2015年度をめぐる情勢と私たちの課題」

小野 栄子

2015年2月7日、石川県社会保障推進協議会主催の新春社会保障講演会が石川県社会福祉会館大ホールで開催され、一橋大学名誉教授の渡辺治さんが「2015年度をめぐる情勢と私たちの課題」をテーマに講演した。

昨年12月14日に行われた総選挙。自民党圧勝を背景に、安倍政権による本格的な悪政がはじまっている。日本の軍事大国化と社会保障の大改悪に対し、私たちはどのように対抗していくべきか。私たちの課題は何か。以下に渡辺治さんの講演概要を紹介する。

◇昨年12月の解散総選挙—その結果は何を示すのか？

安倍政権が狙う大国化のための五大課題—①普天間基地の辺野古移転、②集団的自衛権の行使容認～閣議決定に基づく法律改正、③原発再稼働、④消費税の再引き上げ、⑤TPPはいずれも未完のままである。これらを断行しようとする確実に支持率が低下するため、「選挙のタイミングはここしかない」として、昨年12月、解散総選挙にふみきった安倍政権。結果、共産党が躍進したものの自民党が圧勝。安倍政権は五大課題の白紙委任をとった形となった。

自民党が圧勝した背景には、小選挙区という選挙制度の問題、民主党政権の失敗による保守二大政党制の崩壊、国民には「アベノミクスか共産党か」の二つの対案しかなく、仕方なしに自民党に投票した人々や、東京を中心とした構造改革推進派の所得上層部、アベノミクスの第二の矢（公共事業）が放たれた地域によって自民党が支えられていたことが挙げられる。

一方、今回の選挙で、地域の自民党離反の芽やアベノミクスへの期待が薄れつつあることも明らかになった。自民党得票率が40%以上の地域は、13年参院選挙の19県から5県にまで減少していたのである。

地方に弱く、東京をのぞく大都市部に強い共産党は、12年の衆院選挙から得票率、得票数、議席数ともに増加し、戦後3番目の得票率を得た。安倍政権の軍事大国化に対する危惧、対案勢力として共産党が認知された結果である。また、元来、自民党が強い地域では投票率が下がっているが、これは「自民党に投票しなくなかった」ことの表れであろう。

◇そもそも安部政権とは何か

安倍政権は単なるタカ派の復古政権ではない。歴史修正主義、靖国に固執する顔を持つ反面、アメリカや財界が待望していた改憲・軍事大国化や構造改革を断行しようとする顔も合わせ持つ。世界的にも悪評も含め評判が高いのが安倍政権である。アメリカにとっても決して良い顔だけの政権ではないが、安倍でなければ構造改革は断行できないとして、アメリカは安倍に任せることを決断した。

◇改憲をはばむ国民的共同を

雇用・労働の改悪、社会保障改悪立法、原発再稼働、TPP、国家戦略特区。次々と通常国会で提起される。そして最後には必ず、集団的自衛権容認の戦争立法を出してくるだろう。これを許すかどうか、2015年春から夏、一斉地方選挙から通常国会にかけて文字通

り正念場となる。

◇安倍政権への対峙

安倍に対する地方と保守の離反が始まっている。安保条約が改定されたにもかかわらず、その後 60 年、自衛隊はついに海外で人殺しの軍隊にならなかった。これは 60 年前に起きた安保闘争があったからである。今回、安保闘争を上回るような保守を含めた革新的な国民的共同をつくることができれば、安倍政権が行おうとする軍事大国化、構造改革に歯止めをかけることができるはずである。

その国民的共同の可能性は大いにあるとみている。①地域の運動力量が飛躍的に増した②保守の危惧と離反が進んでいる（沖縄県知事選挙の勝利）③市民運動の力が政党政派の運動と競い合っ大きくなっている④女性の力⑤中高年の立ち上がり。軍事大国化と社会保障改悪に対抗する力が同時に結集し、大きな力になったとき、安保を上回るような新しい国民的共同が生まれるだろう。



「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」第 1 回口頭弁論を傍聴して

村田 美恵子

2013 年 8 月から始まった段階的な生活保護基準引き下げに対し、憲法 25 条に違憲するとして、4 名の当事者が金沢市を被告として生活保護変更処分の取消訴訟を、国を被告として国家賠償請求訴訟を起こしました。その第 1 回口頭弁論が 2 月 19 日金沢地方裁判所にて行われました。

当日は、マスコミ関係者を含め 50 名を超える傍聴人が見守る中、4 人の原告のうち 2 人が口頭弁論を行いました。緊張した面持ちで、自身が生活保護を受けるに至った経緯から現在の生活状況についてお話されました。内容には、生活保護費をできるだけ節約するために外出しない、入浴は臭いが気になる頃までしない、食費を切り詰めている、衣類はほとんど新調せず何年間も同じものを着ている、これまで趣味としていた読書を辞めざるを得なかったなど衝撃的な内容ばかりでした。当事者が限られた保護費の中で、日々息をして生きることが精一杯である実情、人間らしい文化的な生活を送る権利が虐げられているという現実を裁判官や被告側に伝えることが出来たのではないのでしょうか。

裁判を傍聴して、大きな法廷を埋め尽くす傍聴者の中、原告 2 人が自身の生活について赤裸々にまた堂々と語る姿を目の当たりにして、原告の勇気と使命感に強く敬意と感銘を受けました。生活保護基準引き下げは被保護者だけの問題ではなく私達の生活にも大きく影響を及ぼす問題です。私自身今回の裁判傍聴で、当事者を支援しともにたたかおうという気持ちがより一層強いものとなりました。

次回の公判は 2015 年 5 月 14 日に金沢地方裁判所にて行われます。たくさんの方に生活保護基準引き下げは自分自身の問題として関心を持っていただき、傍聴するという形で原告や当事者を支援することが出来ればと思っています。たくさんの方の参加をお待ちしています。